5	(1)　福岡県三潴郡大木町大字侍島685 (51.80) (2)　佐賀県鳥栖市河内町転石字転石2834－1 (323.50)	北緯33度12分37秒東経130度26分55秒の地点と北緯33度19分36秒東経130度27分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　佐賀県唐津市西唐津1－6127－1 (41.90) (2)　佐賀県唐津市浜玉町大字平原字後川内山乙1986－1 (870.70)	北緯33度27分41秒東経129度57分24秒の地点と北緯33度26分56秒東経129度58分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　大分県大分市金池町2－3－4 (63.90) (2)　大分県大分市大字青崎4－1 (67.10)	北緯33度14分04秒東経131度36分34秒の地点と北緯33度15分59秒東経131度42分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　大分県大分市大字青崎4－1 (59.10) (2)　大分県臼杵市大字田尻字広河原466－1 (542.80)	北緯33度15分59秒東経131度42分28秒の地点と北緯33度13分45秒東経131度43分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第二百二十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、昭和四十一年郵政省告示第三百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十六日

総務大臣　川端　達夫

一　昭和四十一年郵政省告示第三百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項から九の項までを削る。

二　昭和六十二年郵政省告示第二百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表一八の項を次のように改める。

一八	削除

三　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六六の項を次のように改める。

六六	削除

第二項の表六の項を次のように改める。

六	削除

第二項の表七の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

四　平成七年郵政省告示第六百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項を次のように改める。

八	削除

五　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二六の項を次のように改める。

二六	削除

六　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

第二項の表三五の項を次のように改める。

三五	削除

七　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三四の項を次のように改める。

三四	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

六四	削除

第一項の表六七の項から六九の項までを次のように改める。

六七	削除
六八	削除
六九	削除

八　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三五の項を次のように改める。

三五	削除

第一項の表五五の項を次のように改める。

五五	削除

第一項の表六〇の項を次のように改める。

六〇	削除

第一項の表八〇の項を次のように改める。

八〇	削除

第一項の表九五の項を次のように改める。

九五	削除